平成２６年（フ）第７１号
鹿児島県鹿児島市星ケ峯５丁目42番10号
債務者　神宮司善文
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後４時
6　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３５号
富山市五福3609番地２
債務者　金谷　正治
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　　元
4　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
兵庫県豊岡市大磯町３番31号、前住所京都市中京区壬生天池町１番地　ファミールガーデン二条駅前413号
債務者　田中　耕一
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　和茂
4　破産債権の届出期間　平成26年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
島根県松江市馬潟町37番地１レオネクストウェルトップⅡ104号、申立時の住所広島市東区牛田新町３丁目39番２―201号
債務者　中塩　秀樹
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８号
和歌山市三筋目67番地
債務者　村上　　弘（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午後２時25分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
北海道北見市大正271番地３
債務者　福島　幸司
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
群馬県安中市松井田町小日向165番地
債務者　柳澤　　赴
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門馬　義昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１７３号
堺市中区深井清水町3969番地２　コンフォート大和屋406号
債務者　島田正一郎
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
神戸市長田区檜川町２丁目５番３号
債務者　森口　卓二
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　昌利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１号
香川県高松市香川町浅野2669番地100
債務者　平尾　里志
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２号
香川県高松市香川町浅野2669番地100
債務者　平尾　利子（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉井　邦芳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５号
長崎県五島市東浜町１丁目16番１号
債務者　寺田　賢一
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第２６３号
埼玉県川口市青木３丁目26番21号　田村コーポ202号
債務者　大塚千恵子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　径一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８２号
高知市新本町２丁目15番13号
債務者　岡田　節代
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　武嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７９号
北海道北斗市七重浜２丁目42番27号　ｅ―ＦＬＡＴ102号室
債務者　村上　義原
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９５号
北海道北斗市萩野31番地の11
債務者　高岡　篤史
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
函館地方裁判所